平成２２年（フ）第８６３号
京都市中京区新町通竹屋町上る大炊町215番地１
債務者　油木奈保子
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
兵庫県小野市中町229番地　村上アパートＣ号
債務者　河合　秀樹（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１０７号
香川県高松市西植田町5464番地
債務者　切池　孝子
１　決定年月日時　平成22年６月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１９４号
香川県高松市牟礼町牟礼2321番地14ハイツむれ４号棟416号室
債務者　日下　　忠
１　決定年月日時　平成22年６月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１５４号
福岡県大牟田市三里町３丁目５番地18
債務者　奥薗　真弓
１　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第４７号
福岡県大牟田市長溝町17番地１　ハスオビル107号　鈴木方
債務者　中村　恵子
１　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第５２号
福岡県大牟田市大字手鎌418番地１
債務者　大久保賢吾
１　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第８４号
宮城県大崎市古川鶴ケ埣字新江北198番地３　フォレスタＣ棟５号、従前の住所岩手県一関市赤荻字月町172番地１　松本レントハウスＩＡ棟
債務者　高畑　佐織
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
兵庫県尼崎市東難波町２丁目14番28号
債務者　櫃割マリアこと　櫃割マリア　バルベッテ　スプレモ
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９１号
兵庫県西宮市上甲子園２丁目６番３―505号
債務者　スナック昂こと　舟渡ユミ子(旧姓高)
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目27番20号
債務者　玉田　英一
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１５号
兵庫県西宮市東町２丁目９番８―1305号
債務者　井上　裕司
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４８号
兵庫県尼崎市七松町３丁目13番６号　グループハウス尼崎、前住所兵庫県尼崎市東園田町８丁目37番地の９　エイト園田101号
債務者　金井　光有
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５２号
兵庫県尼崎市西川２丁目44番１―208号
債務者　岩永さゆり
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４６８号
兵庫県尼崎市東七松町１丁目11番19号ヒルズ立花Ⅱ301号
債務者　西田　隆子
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７０号
沖縄県那覇市長田２丁目27番21号　糸数フミ方、住民票上の住所鹿児島県大島郡知名町大字徳時1404番地の１
債務者　永吉　雄子（旧姓糸数）
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９６号
沖縄県那覇市安里２丁目６番23ー102号サンハイム喜納Ａ棟
債務者　下里　康裕
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部